1. 火災対策

A　避難誘導に当たっての注意事項

＜園内での場合＞

1. 火災発生の確認後、火災報知機により園全体並びに、本部（職員室）に異常を知らせ、園児の安全確保を図る。
2. 火災報知機による異常を認めた本部は、場所を確認し「〇〇を確認してください。」等放送を通じて異常の確認作業を行う。
3. 不審者対応との関連から、園児救護部以外の係の職員が現場に急行、詳細を本部に報告する。
4. 異常を確認後「〇〇から出火しています。先生の指示に従い西側駐車場（緑ヶ丘は伊那小南庭）に避難してください。」等の放送により避難指示をする。
   （緑ヶ丘は速やかに敬愛幼稚園並びに、伊那小学校へ火災発生の報告を行う。）
5. 担任並びに担当者は火気を断ち、ガスの元栓を閉め、電気を消し、延焼を防ぐため窓・扉を閉める
6. 担任並びに担当者は出火場所に応じてより安全な避難経路を選択し、姿勢を低くしてハンカチ等で煙を吸わないように避難させる。　２歳児未満児においては状況に応じて、避難に必要な人員を配備し抱きかかえるなどして的確に避難させる。
7. 「おかし」おさない・かけない（はしらない）・しやべらないを徹底する。
8. 担任は園児の人数確認、異常が無いかを確認し、園長に報告する。

B　防火対策

日常から防火に努め、担任・各担当者一人一人が危険予知能力を高め、放置することなく改善に努める。

1. 火気を使用する際は周囲に引火物がないことを確認し、現場を離れない。
2. 実験・調理等の実施にあたっては、指導書等で示された手順に従い安全確保に努める。
3. 避難路に物品等を放置しないとともに、燃えやすいものを屋外に放置しない

C　災害時組織の役割

職員は園児の安全碇保を第一に行動する。

- 通報・連絡班は情報の確認連絡、消防署等の連絡をする。
- 消火・防御班は初期消火、消防車等の誘導、防火シャッター等の取り扱いを行う。
- 電気・ガス・見回り班は園内の保守等必要な措置を講じる
- 避難・誘導班は避難路の安全確保措置を講じるとともに、園内に残る者がいないか最終確認をする。
- 園児保護班は児竜の掌握に努め、安全確保に必要な措置を講ずる。

・救護班は園児の救護にあたる。
・搬出班は搬出が必要な物品の搬出、指示等を行う。

2. 地震対策

地震の場合においても、組織・任務・避難経路は火災と同じである。

A　避難誘導に当たっての注意事項

＜園内での場合＞

1. 地震の発生と同時に頭部を机の下に隠すように指示し、様子を見て直ちに園庭へ避難。
2. 窓ガラス、CD デッキ、戸棚、図書書架から離れさせ、身を守らせる。
3. 担任並びに担当者は火気をたち、ガスの元栓を閉め、電気を消す。
4. 揺れがおさまれば、本部の指示により、揺り返しに注意しつつ西側駐車場（伊那小南庭一緑ヶ丘）に避難させる。
5. 避難時は帽子、靴を着用させ、頭部を保護するもの（座布団・防災頭巾等）を用意する。 その時の状況に応じて対応する。
6. 「おかし」おさない・はしらない（かけない）しゃべらないを徹底する。２歳児未満児においては状況に応じて、避難に必要な人員を配備し抱きかかえるなどして的確に避難させる。
7. 担任は園児の人数確認・異常の有無を調べ、学年主任を通じて、本部に報告する。

＜園外の場合＞

1. 園建物付近にいた場合は、速やかに建物から離れ園庭・様子をみて西側駐車場（伊那小南庭一緑ヶ丘）に避難する。

＜バス通園中の場合＞

1. 建物、電柱、塀などから速やかに離れて、落下物や倒壊物がない場所に避難するようにする。
2. バスを速やかに安全な場所へ移動させる。
3. 本部と連絡をとり、2 次災害を防止する。
4. 本部は、バス通園児の各家庭と連絡をとる。

＜家庭にいる場合＞（帰宅後から幼稚園までの間）

1. 長野県内地震観測地点において震度 5 以上（震度 5 弱も含む）の地震があった場合は、登園を見合わせ、家庭で待機する。登園は園より連絡網を通じて指示する。
（状況により、町広報車等による指示を待つ場合もある。）

B　地震終息後の行動

1. ガス漏れ水漏れがないか確認する。（電気・ガス・見回り班）
2. 灯油等の流出がないか確認する。（電気・ガス・見回り班）
3. 救助等で消防隊が入る場合、幼稚園正門を開ける（外部連絡係）
4. 必要に応じ、消防署等に通報し応援を求める。（外部連絡係）
5. 園児・職員の異常の有無、建物、施設・設備の異常の有無等について、情報収集し、教育委員会に報告する。 （外部連絡係）
6. 教育委員会の指示のもと、安全確認の上、園児の下校措置を行う。
7. 町の広報車等により各保護者に連絡、各保護者の送迎措置

4　不審者対策

A　平常時、「外来者」への対応

1. 侵入者の確認しやすいように、幼稚園児及び保護者以外の外来は職員玄関のみとする。
2. 校内いかなる場所も、父兄・幼稚園児意外の立ち入りの侵入者にはいずれの先生もその都度声をかけることとし、常時危機管理意識をもって対応する。

B　非常時・「不審者」への対応

不審者と確認した際

【発見者】

1. 園児（園庭及び教室の園児）への接近を最大限阻止する。
2. 大声で、近隣の職員の救援と 110 番通報を求める。
3. 園児と職員の安全を第一義とし、その場で不審者より園児を保護し避難させる。

【近隣職員】

1. 不審者を確認し、火災報器券で非常事態の告知をする。
2. 園児の避難、不審者への対応に分かれて当たる。
3. 数名の近隣職員がいる場合、1 名は職員室（管理職等）へ救援要請に向かう。

【職員室】

1. 不審者」の発生位置を確認する。
2. 「不審者」を確認した場合、園内放送で園児に避難の指示をする。
3. 各学年の職員　（園児・救護部）は、学年の園児を緊急避難誘導する。
4. 救護班は避難した園児を不審者からの隔離に努力する。
5. 職員室では園長（又は副園長）、が陣頭指揮を執り、110 番通報すると同時に警察到着までの間、現場に複数教員を動員するなど、最善の措置を講じる。
6. 園長（又は外部連絡係）は、関係機関（町教委等）との連絡調整を図る

負傷者が出た場合、又はその可能性のある場合

1. 園長（又は外部連絡係）は、119 番通報で救急車を要請する。
2. 救急車到着までの間、養護教諭他、複数職員で応急処置を行う。
3. 添乗・待機教員は、負傷園児の
   氏名、学級名、けがの状況、搬送先（病院名）、添舞教員名を確認・把握をする。
   （必ず記録に残し、正確を期す。）
4. 陣頭指揮の園長（又は外部連絡係）は、当該園児の保護者及び関係機関に速やか且つ正確に連絡する。
   （当該園児の保護者に対しては、実状に応じて主任・学級担任等と速やかに役割分担を行い事後処理に当たる。）

C　事件・事故対策本部の設置

1. 事件発生を確認した場合は、園長室に対策本部を設置する。
2. 職員。保護者との連絡・調整の場を職員室とし、警察・マスコミ・町（県）教委等、

関連機関との対応は園長室で行う。
3. 関係機関との対応はすべて園長が行い、副園長はこれを補佐する。＜一本化＞
また、実状に応じて主任が、園長・副園長への情報提供にあたる。
4. 職員は園長の指揮の下、役割を分担しつつも冷静沈着に行動し、迅速な対応にあたるものとする。
5. 園長は、適宜 PTA 本部役員との調整を図り、保護者集会をもって構報の提供を行うとともに、保護者間の不安と混乱の沈静化に努める。
6. 事件・車故の最終解決とする時機は、当該園児・保護者及び園内外の状況を鑑みて園長が判断し、これをもって対策本部を閉じるものとする。

D　幼稚園・子ども園の安全管理に関わる点検項目について

1. 職員の危機管理に対する意思統一と訓練の徹底
    - 幼稚園の危機管理体制について、マニュアルを作成し全職員に周知徹底させる。
    - 全職員が非常時に園児の安全を確保できるよう、不審者対応のための訓練を実施する。
    - 訓練を検討し、不審者対応マニュアルについて常に最善のものに改訂する。
2. 施錠の厳守、侵入者がいかなる場合もあると考え、施錠確認を確かなものにする習慣づけを行う。
3. 出入り口の一本化する。
    - 園児への指導および保護者、来校者、出入り業者に常に理解を求めていく。
4. 掲示物・看板の設置
    - 校門や通用門には、園安全に関わる掲示や来校時の対処について指示しておく。（無断で園内に侵入不可・事務室に声をかける等）
5. 職員による園内外巡回体制の確立
    - 適度な教員の巡回や必要時の PTA への協力依頼と安全パトロール、警察官の校外巡回などあらゆる角度から可能な範囲の巡回体制を適宜構築し、より安全な園生活をめざす。

F　地域への依頼

1. 適宜保護者、PTA 役員等と連携を図り、地域と共に子どもたちの安全に対する関心を高めるための啓発活動を行う。

G　子ども園の年間計画

1. 伊那緑ヶ丘幼稚園・緑ヶ丘敬愛幼稚園は年４回、敬愛はとのこ保育園は毎月避難訓練を行い、９月と１２月には幼稚園と保育園合わせて避難経路の確認、実施を行う。
2. 緊急連絡網の確認・試験